

平成14年4月11日(木)
於・東条インペリアルパレス

水産政策審議会 第6回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第6回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成14年4月11日 午後1時30分

閉会 平成14年4月11日 午後3時16分

2. 出席した委員の氏名

委員 足立己幸 石黒勝三郎 伊藤裕康

植村正治

岡田和子 小野征一郎 栢原英郎

佐々木護

佐藤 稔 島秀典 寿崎洋一

中田邦彦

中村晃次 西橋久美子 二村雄三

増田常男

三鬼楠好 山下東子 吉岡修一

吉武雅子

3 . 水産庁側出席者

川口次長	海野資源管理部長	弓削増殖推進部長
中前審議官	山川漁政課長	今井企画課長
中尾管理課長	井貫沿岸沖合課長	岡本遠洋課長
中山海洋技術室長	小林増殖推進部参事官	

4 . 諮問事項

諮問第24号 漁業法第58条第1項の規定に基づく公示について

諮問第25号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

諮問第26号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

5 . 報告事項

動力漁船の性能の基準の一部改正について

6 . 議 事

別紙のとおり

7 . 議決の数
出席者全員賛成

8 . 答 申
別紙のとおり

目 次

1 . 開 会

1 . 諮問事項

諮問第 24 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく公示
について

諮問第 25 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく
中型さけ・ます流し網漁業の公示について

諮問第 26 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく
遠洋底びき網漁業の公示について

1 . 報告事項

動力漁船の性能の基準の一部改正について

1 . そ の 他

1 . 閉 会

開 会

山川漁政課長 大変お待たせいたしました。予定の時間が参りましたので、ただいまから第6回の資源管理分科会を開催させていただきます。

まず、委員の出席状況でございます。

本日は、委員 25 名中、20 名の方が出席されております。定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

なお、4月1日の人事異動がございまして、私どもの幹部職員がかわっておりますので、前列だけ、出席者のみ御紹介させていただきます。

川口次長でございます。弓削増殖推進部長でございます。中前審議官でございます。井貫沿岸沖合課長でございます。

それでは、分科会長よろしくお願いいたします。

小野分科会長 それでは、これから本日の議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が3件、報告事項が1件でございます。

なお、本日御審議いただきます諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条の規定により、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。

諮問第24号の漁業法第58条第1項の規定に基づく公示につきましては、昨年11月に開催しました第3回の資源管理分科会におきまして、指定漁業の一斉更新小委員会を設置して検討することとしております。

初めに、中村晃次小委員会委員長から検討の経過等について

御報告をお願いしたいと思います。

中村委員長、お願いいたします。

中村（晃）委員 それでは、私から御説明をいたします。

取りまとめの終わりました処理方針等につきましては、水産庁の方から後ほど御説明があるというふうに思いますので、私の方からは小委員会での審議経過につきまして、ごく簡単に御説明をいたしたいと思います。

既にお手元にお配りいただいていると思いますが、資料 2-1 というのが用意をしております。これをごらんいただきながら審議経過について要点を御説明いたします。

第 1 回の小委員会は、昨年 11 月 29 日に開催されました。ここにおきましては、指定漁業制度の概要や許可更新の仕組み、また指定漁業の漁業種類ごとの許認可隻数、漁獲量の推移等について事務局から説明を受けた上で、平成 14 年一斉更新に臨む基本的考え方と主要検討課題について論点整理を行いました。

第 2 回の小委員会は、本年 2 月 5 日に開催されました。第 1 回で整理しました一斉更新に臨む主要論点を踏まえまして、事務局から平成 14 年指定漁業の許可の一斉更新についての処理方針(案)が示されました。

なお、水産庁からは、この処理方針(案)の作成に当たっては、関係団体等から提出されている数多くの意見、要望を踏まえたものであるとし、その要望の概要についても説明を聴取したところでございます。

処理方針(案)につきましては、全体の総論、基本的な考え方の部分と漁業種類ごとの各論の部分から構成されておりますが、主に各論の部分について事務局の考え方の確認をしつつ、

関係者から賛否の意見が出されました。

第3回の小委員会は、本年3月12日に開催されております。ここでは、事務局から第2回の審議を踏まえ、一斉更新の処理方針(案)の修正版が示されております。1カ所だけは関係者とさらに調整をとって案分を固めることとされた部分がありましたけれども、それ以外につきましては小委員会として了承し、細部については委員長に一任ということにされました。

なお、その1カ所、要調整とされました点につきましては、その後、関係者との調整を了しまして、本日、最終案が提出されているということになるわけでございます。

また、この第3回の小委員会では、処理方針(案)に沿った場合の許可または起業の認可すべき隻数の公示案のイメージが示されましたが、それを精査したものが本日の諮問内容となっているということでございます。

以上、簡単でございますが、一斉更新小委員会の検討経過についての報告とさせていただきます。

小野分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの中村委員長の報告にありました、平成14年指定漁業の許可の一斉更新についての処理方針(案)について、説明願います。

今井企画課長 それでは、一斉更新の処理方針につきまして御説明をしたいと思います。資料番号2-2をごらんいただきたいと思います。

これが、先ほど中村委員長から御報告がありました都合3回の小委員会を開催し、取りまとめいただいた処理方針でございます。全体は大きく2つの柱で構成されております。1ページの上の方に、「第1方針」というところがございますけれど

も、これが1つ目の柱でございまして、2つ目の柱が、4ページの「第2 漁業種類ごとの要領」というふうになっておりますけれども、この2つの柱で構成されております。

1ページの第1の方針におきましては、ここでは一斉更新に際しての基本的な事項あるいは漁業種類を超えました横断的な事項についての記載がなされております。4ページからの第2の部分におきましては、漁業種類ごとの各論がここで整理をされているということでございます。私の方からは総論部分を説明させていただきまして、第2の漁業種類ごとの各論の部分につきましては、それぞれ担当課長の方から説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第1の方針ですけれども、上から6行目に記述がございまして、今回の一斉更新は、昨年6月に水産基本法が制定され最初に行われるものでございまして、新たな水産基本法によって示された考え方を、できるものから政策の中に具体化させていくということが基本方針の第1の視点だということでございます。もちろん資源管理と利用のあり方につきましては、この許可の更新だけでコントロールするものではありませんので、「資源水準に見合った生産活動が秩序ある形で行える生産体制の確立に向け」、その下の部分ですけれども、「引き続き、各般の取り組みを行っていく」という方針も、この中できちっと明記したということでございます。

その下の部分ですけれども、また資源管理や漁業調整への影響を十分勘案した上で、漁業全般の諸規制のあり方を見直すということも今回の一斉更新においては重要な課題であるという視点が、その下に述べられているということでございます。

一番最後のパラグラフになりますけれども、今回、ほぼ 40

年ぶりに指定漁業の漁業種類の見直しを行いましたので、これらの漁業種類も含めまして、以上の視点から今回の一斉更新についての検討を行うというのが今回の全体の方針だったということでございます。

そこで、1の資源管理のための漁獲努力量の抑制という部分ですけれども、まず、1)の部分ですけれども、1ページから2ページ目にまたがる部分ですが、許可または起業の認可をすべき隻数につきましては、前回の一斉更新時の公示隻数から許認可を行うことが不相当と認められるものを削減する等によりまして、極力公示隻数の縮減に努めるということでございます。

2)の起業の認可の延長及び休漁の許可の取り扱いにつきましては、平成14年度から基本法を受けまして資源回復計画が実施されるということで、減船、休漁等による漁獲努力量の削減が計画的に行われることになっておりますので、その計画の実効性を確保するという観点から必要な見直しを行うということでございます。

3)の代船の小型化が容易となる公示方法の導入ということにつきましては、漁船の代船の小型化が容易に行えるようにするために、階層別区分の下限を同一とする新たな公示方法を導入するということでございます。

4)のその他の資源管理のための方策につきましては、後ほど、漁業種類ごとに担当課長の方から説明をいたします。

2番目の効率的かつ安定的な漁業経営の育成につきましては、漁業に係る制限、規制を見直すとともに、漁業経営の改善に資するための方策を講ずるということとしておりまして、これにつきましても、漁業種類ごとに後ほど御説明させていただきたいと思っております。

次、3ページの中ごろですけれども、労働問題への対応ということにつきましては、漁船乗組員の養成ですとか、技術、技能、知識の向上等を図るということでございます。

次の漁業モラルの確立ということにつきましては、外国200海里水域あるいは公海、さらには我が国周辺水域における資源管理制度の強化等、そういった客観情勢を踏まえまして、法令違反に対する行政処分等の取り扱い基準につきまして、制度運用の透明性を確保する等、所要の措置を講ずるということにしております。

それが3ページの下のところまで書かれておりまして、次のページになりますけれども、沿岸・沖合漁業の協議の促進ということでございます。これにつきましては、沿岸漁業者、沖合漁業者の相互理解を深めるために、必要に応じ国が当事者間の話し合いの場の設定のあっせんですとか話し合いの仲介を行うこと等によりまして、主体的に両者の協議の推進を図るということにしているということでございます。

なお、当事者間で公的規制とすることが合意されたもの等必要なものにつきましては、一斉更新時に限らず順次制度化して、公的な制度化に持っていくということでございます。

また、この処理方針(案)に基づきまして本日諮問を行うこととなります公示案を作成するとともに、今後7月までに必要な省令なり告示の改正を行うこととしております。

私の方からの総論部分の説明は以上でございます。

井貫沿岸沖合課長 それでは、沿岸沖合課長ですが、我が課の担当部分について御説明いたします。

4ページの「第2 漁業種類ごとの要領」で、まず、1の沖合底びき網漁業でございます。まず、許可または起業の認可を

すべき隻数につきましては、1 から 2 及び 3 を除いた隻数ということで、1 が現在の許可または起業の認可にかかわる船舶の隻数、現存隻数ということでございます。

2 が、2 年間以上引き続き休漁しているもの、それから一斉更新の直前の時点におきまして認可期間が 10 カ月を超える、そういった船舶のうち、一斉更新に際して許可または起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶の隻数でございます。

3 が、本年 7 月までに資源管理等のために減船・廃業することとなる船舶の隻数ということで、許可、認可が見込める最小限の隻数ということでございます。

以下、各漁業種類ごと、同じ考え方で処理をしたいということでございます。

2 つ目が資源管理及び効率的かつ安定的な漁業経営の育成のための方策といたしまして、沖合底びき網につきまして、トン数階層区分をトン数区分に応じました馬力の上限を定める馬力規制を導入いたしまして、この規制によりまして漁獲努力量の増大を抑制すると。現在 11 階層に分けておりますトン数階層を、4 つの 41 トン未満、76 トン未満、96 トン未満、126 トン未満という階層に区分するというようにしてございます。

その他といたしまして、陸揚げ港制限につきましては、陸揚げ港の選定届け出につきましては現行どおり継続いたしますが、従来、陸揚げ港の選定に当たりまして知事の同意を要するというようにしておりましたが、その同意については要しないものとしたいということでございます。

2 番目は、以西底びき網漁業でございますが、隻数につきましては、先ほどの沖底の説明と同様でございます。

2) の資源管理及び効率的かつ安定的な漁業経営の育成のため

の方策といたしまして、漁法につきましては、すべての船につきまして1そうびき及び2そうびきということにしております。ただ、中間漁区を操業区域とするものについては除いてございます。従来の船舶のトン数階層区分を一本化いたしまして、総トン数15トン以上185トン未満の船舶について許可または起業の認可を行うということにしております。

それから、沖底と同じように、馬力の上限を定める馬力規制を導入することとしてございます。

3番目が、大中型まき網漁業でございますが、隻数については同様でございます。

2)の資源管理、効率的、安定的漁業経営の育成のための方策といたしまして、漁獲努力量の増大を抑制しつつ、複数の漁労体による運搬船の共同使用というものを促進するために、制限または条件で定められます運搬船の隻数の削減を前提といたしまして、他の船団の運搬船も使えるような共同使用を認められるようにしております。

その他といたしまして、国際的な資源管理の進展ということに対応いたしまして、太平洋中央海区、またはインド洋海区、いわゆる海まきでございますが、この船舶につきましては、一定の期間を置いた上で衛星通信技術を利用した船位、漁獲報告機器の搭載というものを許可の制限または条件とするということにしております。ただ、この機器の活用方法につきましては、関係者によります検討会の議論を経た上で、平成16年の8月1日までに決定するということにしております。

それから、2つ飛ばさせていただきまして、6ページの「6北太平洋さんま漁業」でございます。現在は承認漁業になってございますが、本年の1月17日の政令によりまして、北太

平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業が新たに指定漁業となったところでございますが、基本的に承認漁業の形態を引き継いだ形で、許可が5年間という指定漁業にするというのが基本的な考え方でございます。

北太平洋さんま漁業の隻数につきましては、総トン数10トン以上200トン未満ということで1本でやりまして、隻数につきましては、13年の7月26日付のさんま漁業の承認を受けていた船舶の隻数としてございます。

それから、公示の対象となります海域につきましては、現在の承認漁業の海域ということでございますが、表現的には若干変えてございます。これも、政令で北太平洋さんま漁業の定義の中で定めております海域ということでございます。

それから、資源管理及び効率的、安定的な漁業経営の育成のための方策につきましては、さんま漁業につきましては、現在トン階層別の操業期間を決めておるわけでございますが、この制限を廃止いたしまして、操業期間は一律8月1日から12月31日とすることにしてございます。

なお、実態上はTAC協定等によりまして、操業期間について現状どおりで行われるものと認識してございます。

それから、40トン未満船の陸揚げ港の制限なり操業期間外の陸揚げ、転載の制限、さんま輸送の承認につきましては、廃止することといたしたいと思っております。

それから、集魚灯の光力規制については、見直しまして、許可の制限または条件として記載することとしてございます。

7番目の日本海べにずわいがに漁業につきましても、考え方は同様でございますが、総トン数200トン未満ということで、公示隻数につきましては13年8月20日付の承認を受けていた

船舶の隻数というふうにしてございます。

2)の公示の対象となる海域につきましても、先ほどと同様でございまして、政令で規定をしております海域ということにしてございます。

3)の育成のための方策でございますが、かごの網目規制につきまして、現行の規制とは別に、脱出口つきのかごを使用する場合に適用される規制について整備ということで、これは制限または条件の中で対応することとしてございます。

その他といたしまして陸揚げ港制限につきましては、選定及び届け出につきましては現行どおり継続いたしますが、先ほどと同様に、知事の同意を要しないものとしたしたいと思います。

それから、陸揚げ予定日及び港の通報については廃止したいと思えます。

8番目がいか釣り漁業でございます。隻数につきましては、大型いか釣り漁業につきましては、13年の4月1日及び11月1日付で承認をしていた隻数。中型いか釣り漁業につきましては、14年の3月19日付で承認をしている隻数ということにしたいと思います。

それから、公示の対象海域でございますが、中型いか釣り、大型いか釣りのそれぞれの分かれております海域の4つの海域に区分をいたしまして、公示の対象海域といたしたいと思います。

続きまして、育成方策につきましては、現在のいか釣り漁業についての操業禁止海域を見直すということで、我が国周辺に設定されております大型いか釣りの禁止ライン、これは現在139トン以上の船舶についての操業禁止でございますが、これを廃止いたしまして、さらに、いか釣り機の設置台数の制限を

従来どおり行いつつ、1の公示海域におきます船舶の上限トン数を185トン、中型いか釣りの分でございますが185トンとするということにいたしたいと思えます。

それから、大型化につきましては、漁業調整上の問題を勘案して、水産庁長官が認めたものに限りその対象とするということで、限定的に行いたいと思っております。

それから、陸揚げ港制限につきましては、同じように知事の同意を要しないものとする。

以上が沖合関係の方針でございます。

岡本遠洋課長 続きまして、遠洋課関係についての処理方針について説明させていただきます。

5ページに戻っていただきまして、4の遠洋かつお・まぐろ漁業についてでございますが、許可または起業の認可をすべき隻数については、今説明がありましたほかの漁業と同様に、現存の許可または起業の認可に係る船舶の隻数から、2年以上引き続いて休漁している許可に係る船舶、または起業の認可を行うことが不相当と認められるような船舶の隻数、さらに、今後廃業等が見込まれる船舶の隻数を差し引いたものを公示隻数としたいということでございます。

また、資源管理及び効率的かつ安定的な漁業経営の育成のための方策ということでございますが、これにつきましては、従来、トン数階層区分につきましては30トン間隔でしておりましたものを60トン間隔に変更し、階層区分を大きくくりとしていきたいということでございます。

さらに、その他でございますが、かつお・まぐろ漁業は国際的な資源管理と密接な関係を有するものでありますので、資源管理の進展に対応して衛星通信技術を利用した船位、漁獲報告

機器の搭載を許可の制限または条件としたいということでございます。

同じく、当該機器の活用方法につきましては、関係者による検討会の議論を経た上で、平成 16 年 8 月 1 日までに決定をすることとしております。

次に、5 の近海かつお・まぐろ漁業でございますが、このたびの一斉更新から、新たに 10 トンから 20 トンの階層の漁業についても、近海かつお・まぐろ漁業として指定漁業の範疇に加えることとしております。

起業の許可または起業の認可をすべき隻数について、20 トン以上の船舶につきましては、ほかの漁業と同様でございますが、現存の許可または起業の認可に係る船舶の隻数から許可または起業の認可を行うことが不相当と認められる船舶などの隻数を差し引いた隻数とすることとしております。

また、新たに加わる 10 トンから 20 トンの船舶につきましては、公示隻数は平成 13 年 10 月 16 日付で第一種小型まぐろはえなわ漁業の承認を受けていた船舶等の隻数とすることとしております。

さらに、新たに近海かつお・まぐろ漁業に加わる 10 トンから 20 トンの船舶に係る公示海域に関しましては、現行の第一種小型まぐろはえなわ漁業の規制海域として、承認漁業の取り締まりに関する省令の別表第一に掲げた海域とする、そのまま踏襲することとしております。

さらに、漁業経営の育成のための方策としましては、漁獲物等の転載及び国外陸揚げの許可の有効期間を、許可が出てから最長 5 年間有効とするような措置を講じたいと思っております。

また、かつお・まぐろ漁業に共通に関係する問題でございますが、国際資源管理の進展に対応した衛星通信技術を利用した船位、漁獲報告機器の搭載を許可の制限または条件とすることとしております。

同じく、この当該機器の活用につきましては、関係者による検討会の議論を経た上で、平成 16 年 8 月 1 日までに決定することとしております。

以上でございます。

小野分科会長 それでは、ただいま処理方針について説明がございましたが、何か御意見、御質問がありましたら。

植村委員。

植村委員 今回の指定漁業許可の一斉更新は、基本法制定後の初めてのものです。今後の漁業、漁村の存続の基本である資源の回復、持続的利用に深くかかわるものであることから、漁協系統としては最重要課題として位置づけてきたわけでございますが、いかなる事態も資源の回復なくして浜の繁栄はないという視点に立っております。

本日提示されております処理方針は、我々の要望についても受けとめられておりまして、資源管理を基本に据えた国、都道府県が中心となって沿岸・沖合漁業者の協議の進展を図ること、当事者で合意されたものに限らず、必要なものは順次制度化するなどが盛り込まれておりますので、およそ了とするところでございます。

しかし、これが実践において、水産基本法が制定されて初めてのものですから、最低限のものは、この 8 月の更新に、実態として浜が認知できるような姿のものを我々は期待をいたしておるわけでございます。今さら申し上げるまでもなく、この現

在の線引きというのは無動力が中心の沿岸漁船と、小規模のエンジンを搭載した沖合漁船という中で進められた線引きですから、時代の現実に適応した形で共存し得る中でも資源が存続できるような状況でやっていただきたいと。ぜひその視点を忘れないようにやっていただきたい、こういうふうに要請をいたすところでございます。

中型以下のいわゆる増トンの問題もありますが、実質増トンということよりも、現状の状況を踏まえた、いわゆる全漁協の理解の中で本日の提案が出ております。我々も沿岸・沖合という境の問題を論ずるものではなくて、やはり沿岸域の藻場、干潟づくりというもの、あるいは磯場の活用、投石等による海底造林、そういうものがこれからの資源管理という面で進められていくわけですから、今日それが否定されるような、3,000メートル前後の知事認可の共同漁業権内の手狭い沿岸域や資源保護区域をおおう大臣許可の禁止ラインの問題等は、これはぜひ是正していかなければならない。これは、先般の自民党の水産小委員会でもそれぞれ大変大きな発言があったとおりでございます。それについての水産庁の考え方をお伺いしておきたいと思えます。

それから、先般の水産基本計画の中でも今井課長さんに質問申し上げた経過がありますけれども、この際、今すぐこれに組み込むということは時間的にも問題があるかと思えますが、沿岸・沖合というものの定義づけと伺いますか、実際、どのような新しい時代における定義づけをするのか、これは論議をする必要があると思えます。この問題を提起して、水産庁のこれに対する取り組みというものが必要じゃないかと思えますので、この2点についてお伺いしておきたいと思えます。

川口水産庁次長 今植村委員から御質問ございました点、御説明申し上げたいと思います。今もお話ございましたように、この諮問事項と直ではございませんけれども、私どもの考え方ということでございましたので、お話を申し上げたいと思います。

植村委員からも御指摘ございましたが、今般の水産基本法あるいは基本計画の中でうたっておりますのは、国民に対して安全な水産物を安定的に供給していくということ、あるいはそれを担う漁業の安定を今後図っていくということが大変重要でございまして、そういう中でどういう漁業を今後つくっていくのかということが大きな課題だと思っています。特に水産行政にとりましては、資源を守って、育てて、将来、漁獲量の増大を期していくということが当面の最重要課題であろうというふうに考えています。

そういう観点に立ちますと、今後の各地の、いわゆる言葉の問題はございますが、沿岸あるいは沖合という中の調整問題につきましても、双方のお話し合いの合意というものが基本にはなりますけれども、そういう中で個別漁業ごとに話し合いをすることがポイントであろうと。なかなか一括して、総くりをして観念論で話をしましても、物事は解決してまいりません。そういう意味では、個別具体的に個々の問題について、先ほどございましたように、国が主体的に行動しながら取り組みをしていきたいというふうに思うわけです。

そういう中で、沿岸の漁協ですとか、あるいは漁種別の漁協ですとか、皆さんそれぞれ各浜の漁業者でありますし、あるいはそれぞれ漁協系統、漁業団体の構成メンバーでもあるわけですし、そういう方々も対象にしながら、指定漁業の許可の更新

が行われます 8月の1日までに必要な調整ができるように、私どもも最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

そういう中で、8月1日までにどうしても物理的に調整ができないといったものにつきましても、引き続き、早い解決を目指すべく努力を継続したい、こういう方針で取り組みをしていくつもりでございます。

それから、具体的な御質問がございました陸域にかかわりますような禁止ライン等々の問題につきましても、今回の更新を機に見直しをしたいというふうに思っております。

いずれにしましても、こういうものは、申し上げましたように、各漁業者それぞれとの、各浜の地区漁協あるいは漁種別漁協、県漁連あるいは最後は全漁連システムのメンバーでございますので、皆さん方の協調もいただきながら、あるいは都道府県等の自治体とも相談しながら前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

つけ加えますと、もう一つ資源の問題につきましては、特に今年度から資源回復計画というものを全国的に展開をしております。そういう中で沿岸・沖合を問わず、資源回復に必要な操業のあり方について、広域漁業調整委員会という仕組みも設けておりますので、そういうものを活用しながら合意づくりの中で解決をしていきたいというふうに考えております。

それから、2つ目にごございました沿岸・沖合の言葉の問題と申しますか、確かにこの言葉は、船の大きさあるいは操業の場所、イメージはいろいろあるわけでございます。したがって、今までのこの言葉は、10トン未満の漁船とかそういう定義でございましたので、むしろこれを場所的な観念あるいは船の大

きさの観念、どういう面でそれを考えていけばいいのかというのは、今しばし時間をいただいて検討をしていくことが必要だろうというふうに思っております。

詳細ございましたら、企画課長の方で補足をいたします。

今井企画課長 補足させていただきますと、基本計画の際にも植村委員の方に御説明したかと思えますけれども、御指摘のありましたとおり、基本法におきましては、国連海洋法条約が締結されまして新たな国際秩序ができ上がったわけでございますので、これまでの沿振法のもとでは沿岸、沖合、遠洋というような区分で全体の政策を進めてきたわけですがけれども、新しい水産基本法におきましては、200 海里内外ということで政策の区分をしております、お気づきとは思いますがけれども、基本法の中に、もはや沿岸、沖合、遠洋というような言葉はないような基本法になっております。

ただ、そうは申しましても、基本法で 200 海里内外ということで政策の方向づけの区分をしたからといって、実態がすぐ変わるわけではございませんで、実態は今までのものを引きずりながらといいますか、やられているわけでございますので、そういう実態も踏まえながら、今後、基本法の整理をどういうふうの実態の方に反映させていくかということにつきましては、今次長が申し上げましたように、今後の検討課題としていろいろな面で検討を進めていきたいというふうに考えているということでございます。

植村委員 了解。

小野分科会長 寿・委員。

寿・委員 関連ですけれども、ただいまの植村委員のお話と次長さん、企画課長さんのお話で大体理解できましたし、重複

する部分があるかと思いますが、重ねて私の方からはお願いをしたいと思います。

今回の切りかえについては、かつてないほどの沿岸漁業者からの陳情要請があったやに聞いております。それと申しますのも、ただいまの規制が約 40 年経過しておりますので、双方とも操業実態がかなり変わっておるわけですね。特に西日本・九州地区では漁場の競合、漁種の競合、これによるトラブルが非常に多うございます。そういうのを踏まえ、こういう方針なりができ上がったと思いますけれども、共存ということを考えますとこの方針やむを得ないと思いますが、私がお願いしたいのは 4 ページの「5 沿岸・沖合漁業者の協議の促進」、これにつきましてはブロック別漁業者協議会がなくなった経緯もございまして、この取り組みにつきましては、許可者である国と県が積極的に取り組んでいただきたいというお願いでございます。

私の偏見かもしれませんが、この文面を読むと、少し消極的なような気がしておりますので、積極的に許可者である国と県が取り組んでいただきたい、トラブル防止に取り組んでいただきたいというお願いでございます。

以上です。

小野分科会長 島委員。

島委員 関連して、少しお考えをお聞きしたいんですけども、今寿・委員のことにも非常に関連することなんですが、処理方針についての基本的な考え方については私も異論はございませんけれども、方針の中の幾つかの点で若干お聞きしたいということでございます。

最初の第 1 の方針の第 3 パラグラフのところを見ますと、指

定漁業等の経営は大変な困難な状況にある、これはそのとおりだと思います。ですから、「許可に係る諸規制が、結果として経営上の自由度を狭めている面がある」、これもそうだと思います。ですから、「経営改善に資する観点から、漁業全般の諸規制のあり方を見直す」と。特に効率的かつ安定的な漁業経営を育成していくという方針からは、当然そういうことの方向性が出てくるというのもうなづけると思います。

ただ、気になるのは、本格的な 200 海里時代に入りまして、今寿 委員も言われた操業にも絡むことですが、操業自身が我が国周辺水域に非常に限定されてきているということで、沿岸漁業との漁業紛争あるいは違反操業などが非常に懸念されると思っております。

中を読ませていただいて、例えば 3 ページ目のところの漁業モラルの確立。これはそのとおりだと思いますけれども、中にもいろいろと違反に対する行政処分等のことが書いてありますが、違反操業に対して、もう少し踏み込んで厳しい行政処分があってもいいのじゃないかというような気もしております。

同時に、今重ねて寿・委員からの質問とのかかわり合いということで最初にお話ししましたが、4 ページ目の「沿岸・沖合漁業者の協議の促進」というところでございますけれども、いずれにしても、これからいろいろな形で漁業紛争、違反操業等々が頻発することが懸念される場所もありますので、そういう意味では紛争の防止の観点から、話し合いの場や仲介ということでは、基本的にはそういう方向だと思いますが、その段階だけじゃなくて、国は水産基本法にのっとり、基本的には資源回復という観点を持ってこれから臨んでいくわけですから、もうちょっと踏み込んだ漁業調整の役割。極端なことを言った

ら、行政指導等々含めてここに盛り込んでもらいたいなという気持ちがちょっとございました。

川口次長が言われました、主体的に行動して漁業調整をしていくということでさっきお話ございましたけれども、ここの箇所に関して、もう少し積極的に記述があってもいいのではないかという形で、少なくとも漁業紛争なり違反操業等々は非常に心配されるという観点で、その辺のお考えを少しお聞きしたいなと思っております。

小野分科会長 特に漁業紛争、違反操業ということですが。それでは、お願いします。

井貫沿岸沖合課長 先ほど次長から発言いただきましたのが大要でございますけれども、実際、漁業調整を担当いたしております沿岸沖合課長として、少し発言させていただきたいと思っております。

基本的には、ここにありますように、国が主体的にいかに両者の協議の促進を図るかというところに尽きているわけですが、その中であっせん、話し合いの仲介といいますのは、あくまでも当事者間の真ん中に立って我々はやっていかなきゃいけないと思っております。沿岸側に寄ることも沖合側に寄ることも、結局は当事者に悪い結果をもたらすというふうに考えておりますので、そういった意味であっせん、話し合いの仲介というのが基本になろうかと思っておりますが、その前提としまして、我々が沿岸側、沖合側にいろいろお話しする際にも、新しい基本法のもとでの持続的利用なり資源管理なり、そういった対応の中でいろいろな説得をし、また理解を得るといった作業をやっていきたいと思っております。

そういったことで、我々国が中心になっているいろいろな物事を

進めますし、また場合によりましては当事者間で、国なり県なりに入ってもらわなくても我々等で話し合っ解決すると、そういったこともございますので、そういった必要があれば国としてどんどんと入っていきたいと思いますし、また、両者に会っていただいお話し合いをしてもらうとか、個別にそれぞれ実情を聞いたり我々の方から説得工作をすると、そういったことをしなければいけないというふうに思っています。

また、その際に国だけではなく、当然県の方々、漁連、漁協等の系統の方々、漁業調整委員会等々の方々の協力、御理解も得ながら、支援も得ながらやっていきたいと。そういうことで主体的に国が、これまでも一生懸命やっておったつもりですけれども、より一層一生懸命汗をかかせていただくというふうに考えてございます。

小野分科会長 そのほかに、この処理方針について御意見、御質問ございませんか。

石黒委員。

石黒委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、4ページの「沖合底びき網漁業」の3)の「その他」なんですが、「陸揚港制限については、選定届出制は現行どおり継続する」んだと。「但し、陸揚港選定に係る知事同意を要しないもの」だというふうに書いてあるんですけども、従来、都道府県の知事というのは、その持っている海域の事情等々を十分把握した上、その届け出があれば同意をすることだろうというふうに私は常識的に考えているんですけど、その同意が要らないということになれば、例えば業者からどここの漁港に陸揚げをしたいという届け出があれば、それでいいよというふうなことなんでしょうけれども、その裏には、選定されるところを管轄している漁

協との協議その他、そういうものがあるんでしょうか。それらのものがここに明示されていないものですから、その辺ちょっと聞いてみたいんですけど。

井貫沿岸沖合課長 お答えいたします。

これにつきましては、知事のいわゆる行政当局としての最高責任者の同意を要しないということでありまして、当然陸揚げする際には、その市場の関係、漁協の関係等と話し合いをした上で、じゃここに陸揚げしましょうかというふうになりますので、そこは当然ながら、陸揚げする地元と協議が調った上でないと届け出同意は出ないものだというふうに理解してございます。

石黒委員 そうすると、事前協議は必ずその漁協とあるというふうに理解していいんですね。

井貫沿岸沖合課長 これまでもそうですし、実態上そういうふうになるかと理解してございます。

石黒委員 わかりました。

小野分科会長 島委員。

島委員 ありがとうございます。

もう1点だけ。必要があれば積極的に入っていくということで、それはよくわかるんですが、従来と違って、資源回復計画を立てて、国がきちっとした周辺 200 海里域の資源を管理しながら、持続的に利用し、漁業していくという大きな方針で、従来とは大分違いますので、沿岸と沖合との対立、漁業紛争というのも、当然いろいろな漁業紛争が起こりますので、先ほど言いましたように、200 海里水域にある面では限定されてくる傾向がありますので、もうちょっと強く出れないものんでしょうか。というのは、水産基本法、前はそういうことはなかったわ

けですよね。今度は回復計画も立てて、国がかなり強いイニシアティブをとっていくというところがありますので、先ほどの、長官は主体的に行動し調整するという中身をもう少し踏み込むということは難しいものなんでしょうか。

井貫沿岸沖合課長 全体的な動きといたしましては、資源回復計画なり基本法なり広域漁業調整委員会の場を通しまして、より積極的にやっていくということですが、個別具体的な事例に関しましては、それぞれの当事者間の実態なり、トラブルの内容なり、懸念される事項がどうかと、そういった実態に応じまして、個別にそれぞれ当事者間がどう考えているのか、実態がどうかというような中で問題解決を図っていかなければならないということですが、そこは、当事者間で別に仲介してもらわなくてもいいよと言っているところに積極的に行くとか、そういったことは考えられないということですが、全体的にとにかく積極的にやりますけれども、個別具体的な話につきましては、それぞれ個別具体の中身に応じて対応したいということですが、何でもかんでも入っていくということは実態上かえって不都合があるのかなと。そういった意味で申し上げたところでございます。

小野分科会長 そのほかに、この処理方針につきまして御質問。

増田委員。

増田委員 2点ほど質問させていただきます。

1点目は、3回の小委員会までにいただいた資料と比べてみまして、2ページ、3ページにあります、2ページは代船の小型化の関係、3ページでは船位、報告機器の搭載に係る検討という部分で、特にここが大きく変わっておるんですが、何か意

味があるのか、読んだとおりのあれでわかりやすくしただけなのか、もし何かあれば、その辺説明をいただければというふうに思います。ほかにも多々、具体的に数字が入っている部分もありますけれども、特にここが修正箇所が多いものですから、もし説明いただければというふうに思います。

もう1点は、3ページ目の「労働問題への対応」という部分で、先ほど今井課長の方から説明があったのでちょっと気にかかって質問させていただくんですが、以前私が御質問したときに、漁船乗組員というこの部分は、日本人のみなのか、外国人も含まれているのかという質問をした覚えがあるんですが、そのときに、外国人も含んでいるという御答弁をいただいた記憶があります。間違っていればそれでいいんですが、もし外国人も含んでの表現でありますと、この部分は、この後に続く沿岸、沖合、遠洋漁業のすべての漁業種のががみの部分の労働力問題の対応の部分になりますので、今ある外国人の漁船部隊での混乗という実態は、過去、閣議了解事項等踏まえての海外基地方式並びにマルシップ方式での外国人船員が混乗しておりますので、ちょっと言葉足らずなのかなと思ったりもします。

そういった意味で、これは日本人だけの漁船船員の考え方でということであれば、今私が言った部分は忘れていただいて結構なんですが、その辺、御質問と意見がちょっと入りましたけれども、お願いします。

小野分科会長 労働問題、特に外国人船員ですね、それと「2 効率的かつ安定的な漁業経営の育成」の特に3ページ以下になっている部分ですが、その部分が拡大しているというか詳しくなっている理由という、以上2点ですけれども。

今井企画課長 まず、1点目ですけれども、資料でいきます

と2ページの3)の代船の小型化のところの書きぶりということだと思えますけれども、後ほど、具体的な諮問事項の資料2で御説明することになりますけれども、この部分につきましては、代船の小型化が容易となるような公示方法を導入するというのを検討するというふうに小委員会の段階ではなっております、括弧書きで、それがもし法制度的に無理な場合には、従来のやつの期間をもう少し長く延ばしますというふうに処理しておりましたけれども、後ほど諮問事項として説明しますけれども、法制的に、当初検討していたものが認められるということになって諮問案をつくっておりますので、そうなれば、そういうことができない場合にはというのをあえて括弧で書いておく必要もないので、それを落としたということでございます。

それと、あと労働問題への対応についての今の御質問ですけれども、増田委員には基本計画の審議の企画部会の委員にも入っていただいております、先ほどの御質問というのは、企画部会で基本計画を審議している過程で増田委員の方から御質問いただいた件だと思えますけれども、そちらの方のときには、マルシップ制度だとかそういうものもあって、全体として遠洋漁業の操業の確保みたいなことをやっているのです、そういう文脈の部分につきましては、そういうことですから外国人の船員もその部分では含まれているんですというふうに御説明したと思えますけれども、ここにつきましては、基本的に増田委員が今おっしゃったような、念頭に置いておりますのは、日本人船員の安定的な確保を図るためということでここでは整理しているというふうに理解していただいて結構かと思えます。

井貫沿岸沖合課長 船位確定装置の関係でございましてけれども、従来、遠洋かつお・まぐろ、近海かつお・まぐろについて

論議されてございましたけれども、海外まき網漁業につきましては、遠洋かつお・まぐろ、近海かつお・まぐろと同様の国際間の関係がございますので、海まきについてだけ同じような規定といたしますか処理方針にしたということでございます。

小野分科会長 そのほかに。

三鬼委員。

三鬼委員 許可の条件の中に通信衛星のことがありましたけれども、今現在、かつお・まぐろの中でどれぐらいの隻数というか、普及しているのか、その辺、承知しておりますか。

岡本遠洋課長 ちょっと手元には数字は持っておりませんが、半分以上は普及しているというふうに理解しております。今後ともいろいろな分野、特に国際的な資源管理というものがかつお・まぐろ漁業につきましては話題になり、また、日本の漁業の管理のあり方にもその扱いが波及してくることになりますので、私どもとしてはこの機器の設置というものについて、どういう活用をしていくかということ踏まえ、関係者の皆さんとも議論をした上で、一定の期間を置いた上で、設置につきましては許可の制限または条件として考えていきたいというふうに考えているわけです。

三鬼委員 あと2年余りの猶予期間があるように書いてありますが、これはメーカーというか、統一された機器ということでしょうか。

岡本遠洋課長 具体的にはいろいろな機器の仕様とかというものがあまして、現在、個々の漁業者さんがつけておられるのもいろいろな機器メーカーのものがついております。そういう意味では私どもとしては、機能の面からどういうふうな形のものにしていくべきかというふうに考えているわけです。

三鬼委員 ありがとうございます。

小野分科会長 そのほかにございますか。

特にございませんか。

それでは、平成 14 年指定漁業の許可の一斉更新についての処理方針(案)について、了承するという事によろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 ありがとうございます。

それでは、処理方針は了承されたということにいたします。

諮問第 24 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく公示について

小野分科会長 それでは、ただいま了承されました処理方針に基づき作成された公示案である諮問第 24 号について、御説明をお願いいたします。

井貫沿岸沖合課長 では、資料 2 に基づいて説明させていただきます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 武部

勤

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく公示について(諮問第 24 号)

次に掲げる漁業についての漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 1 項の規定に基づく公示を別添のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める、ということで、1)から 8)までの指定漁業についてでございます。

別添が、非常に大部にわたりまして、128 ページにもわたるものでございますけれども、まず、私の方から沖合関係について、公示の内容について御説明いたしたいと思えます。

まず、1 ページから 45 ページまでが沖合底びき網漁業についての公示案でございます。沖合底びき網漁業につきましても、許可または起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可または起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので告示するという内容でございます。

1 が隻数でございます。表がずっとございまして、表につきましては、操業区域、これが 1)から(47)までのパターンがございまして、これは實際上、許可証に掲載される操業区域のパターンが 47 種類あるということでございます。

それから、漁業の方法につきましては、1 そうびき、2 そうびき、1 そうびき又は 2 そうびき、1 そうびき及び 2 そうびきといった形で、それぞれの実態に応じて区分をしております。

それから、総トン数につきまして、総トン数ごとの隻数をそれぞれ書いておりまして、その下に階層名ということになっております。

この辺を少し詳しく説明したいと思えますので、12 ページの 35 番のところの説明したいと思えます。ここにございまして、この 35 の部分につきましては、トン数階層を 3 つに分けてございます。一番下の区分が新トン数で申しますと 15

トン以上 41 トン未満、2 番目の区分が 15 トン以上 76 トン未満、3 つ目の区分が 15 トン以上 96 トン未満ということで、従来でありますと 15 トン以上 41 トン未満、41 トン以上 76 トン未満、76 トン以上 96 トン未満というような分け方をしておいたわけですが、今回、すべてについて 15 トン以上の下限を記すということで、従来ですと、76 トン型が 39 トンあたりに低くする場合には、階層が別になりまして、一たん小さくしますと、今度はもとに戻るときに増トン等の手続等がかかるということで、こういう新しい形にすることによりまして、適宜小型化ができるというふうにしたものでございます。

ただ、この 15 トン以上 76 トン未満の階層だったのか、15 トン以上 41 トン未満の階層だったのかわからなくなるという危険もございますので、下に 1)、2)、3)と書いております階層の区分をしまして、これを許可証上、第 1 階層、第 2 階層、第 3 階層であるということがはっきりわかるようにしたいというふうに考えてございます。

そういったことで、それぞれの許可証のパターンごとに、16 ページまで 47 種類について記載してございます。

全体の隻数につきましては、前回 532 隻でございましたけれども、今回 445 隻ということで、87 隻の減になってございます。

17 ページまで飛んでいただきたいんですが、17 ページの備考につきましては、いわゆるボーナストン数については補充トン数として使用できないといったことを明示してございます。

それから、2 といたしまして、許可または起業の認可を申請すべき期間ということで、平成 14 年 4 月、空欄になってございますが、告示の日から 3 カ月ということで、例えば 4 月 22

日に告示ができますと、7月の21日までというような形で実際上の告示をしたいと思っております。

それから、ここに書いてあります備考ということで、3つの備考をつけてございます。1番目の備考は、新トン数と旧トン数との説明でございます。

2番目といたしまして、許可の有効期間については、平成14年8月1日から平成19年7月31日までということで、5年間の有効期間を明示してございます。

3番目が、制限または条件ということで、この告示に係ります許可または起業の認可につきましては、上欄の区分、操業区域別と申しますかそれぞれのパターンごとについて、下の制限または条件、すべてではございませんが、重立ったものほとんどの制限条件を書いてございますが、そういったものをつけるということで、この区分が1から、ページ22の30までに分かれております。制限または条件の例といたしましては、1から68まで書いてございます。その主要なところについて御説明したいと思っております。

23ページの別記1ということで、操業区域の定義をしてございます。これは北海道区と書いてございますが、これは北海道区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区、日本海北区、日本海西区ということでそれぞれでございます。全体の1、2、3、4、となっております区域は47までの番号がついてございますが、中に欠番が5つございますし、枝番が2つございますので、実際上は44の操業区域に分かれているということでございます。一々について御説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、31ページが別記2ということで、制限または

条件の例でございます。例えば北海道区につきましては、にしの体長制限等の規定、かに、つぶの採捕禁止の規定、こういったことを制限条件に入れるということでございます。それぞれ海域ごとの実態に応じまして、いろいろな当事者間の合意といたしますか漁業調整上の結果等も踏まえまして、それぞれ個別具体的に制限条件の例を書いております。

最後、44 ページを見ていただきたいんですけども、68 番目にございますところが、先ほどの全体的な方針の説明でありました馬力規制でございます。当該漁船に使用できる船舶の推進機関の出力は、それぞれ次の区分に応じた出力を超えてはならないということで、15 トン以上 41 トン未満については 670 キロワット、41 トン以上 76 トン未満については 740 キロワット、76 トン以上 96 トン未満については 960 キロワットという形で、それから 96 トン以上 126 トン未満については 1,030 キロワットということで、それぞれ推進機関の出力を制限または条件で規定したいということでございます。

以上が、沖合底びき網漁業についての公示案の御説明でございます。

続きまして、46 ページから 50 ページまでが以西底びき網漁業についての公示案でございます。

以西底びき網漁業につきましては、前回 54 隻でございましたが、今回 18 隻ということで、36 隻の減少になってございます。

操業区域、漁業の方法。以西につきましては、中間漁区と、もともとの以西底びき網の操業区域ということで、操業期間が分かれてございます。そういったことで、沖底と比べまして操業期間の欄が多いということでございます。

それから、総トン数の区分につきましては、15トン以上185トン未満の区分と15トン以上75トン未満の区分ということでございます。本来の以西底びきにつきましては18隻、沖合底びき網漁業に以西底びきの許可を与える部分につきましては42隻ということでございます。

備考については、先ほどと同じように、新トン数と旧トン数の定義、それからボーナストン数は補充トン数に使用できないということを書いてございます。

それから、許可または起業の認可を申請すべき期間については、先ほどと同様に告示の日から3カ月でございます。

許可の有効期間についても、同様に平成14年8月1日から5カ年間ということでございます。

それから、49ページが制限または条件でございますが、外国の入漁許可の関係がございまして、その外国の許可を受けるとともに、規則なり外国の法令を遵守しなければならないという制限条件、それから出力の制限ということで、30キロワットを超えてはならないということにしております。

なお、沖底分については以西の許可を与える部分につきましては、沖底の方で規制をしておりますので、ここでは新たに付けないということにしております。

それから、操業区域についてそれぞれ区分をしております。中間漁区と以西の部分ということでございます。

以上が、以西底びき網漁業の関連でございます。

続きまして、大中型まき網漁業が51ページから95ページまでにわたってございます。大中型まき網漁業についても、操業区域、これが1)から(22)までのパターン、58ページまでにわたりますが、そういうパターンに分かれておまして、それぞ

れごとの種類の許可証があるということでございます。

漁業の方法につきましても、1 そうまきと2 そうまき。ただ、2 そうまきにつきましてもは一部分しかございませんで、北部太平洋の18 隻だけが2 そうまきの許可として残ってございます。

総トン数、隻数につきましては、先ほどと同じですが、階層につきましては、15 トン以上 37 トン未満、15 トン以上 48 トン未満、48 トン以上 81 トン未満、48 トン以上 136 トン未満ということで4 つに分けてございます。そのほか海まきに関しましては、200 トン以上 351 トン未満、200 トン以上 761 トン未満という2 種類にしてございます。先ほどの沖合底びき網漁業と違いますのは、いわゆる旧トン数の40 トンで切ってございます。これは、40 トン未満の大中型まき網につきましては北部太平洋海区でしか存在しないということで、そこを明確にするために、15 トン以上の部分と48 トン以上の部分に区分けしているということでございます。

それぞれの操業区域のパターンごとの漁法、トン数階層、隻数を書いてございます。

それから、沖合底びき網漁業と同じように、階層名につきましては許可証上に明記することとしてございます。

58 ページ以降が備考で、同じ備考がついてございますから、許可または起業の認可を申請すべき期間についても告示の日から3 カ月。許可の有効期間についても、平成 14 年8 月1 日から5 カ年間ということでございます。

それから、制限条件につきましては、60 ページ以降、操業区域が10 の操業区域に分かれてございます。北部太平洋海区、中部太平洋海区、南部太平洋海区ということで太平洋に来まして、それからまた日本海に戻りまして北部日本海海区、中部日

本海海区、西部日本海海区に分かれてございます。それから、九州西部海区、東海黄海海区とございまして、90 の太平洋中央海区とインド洋海区につきましては、いわゆる海まきの操業区域でございます。

62 ページからが、制限または条件の例でございます。それぞれの海区ごとに分けてございますが、まき網の場合、沖底のように一括してやってございませんで、まず1番は、操業区域及び操業期間の制限を海区ごとに例示してございます。

それから、76 ページまで行っていただきたいんですが、76 ページからが魚種の制限についての制限条件の例を書いております。北部太平洋海区でありますと、かつお及びまぐろ以外の水産動物を採捕してはならないといった制限条件がつけられるということでございます。

それから、77 ページ、次ページでございますが、これは漁具漁法の制限についての制限または条件ということでございます。

ここで若干御説明しなければいけないのは、78 ページを見ていただきたいんですが、4)で附属船に関する事項は次はとおりということで、従前ですと魚探船2隻、運搬船3隻といった制限条件にしていたわけですが、方針のところ御説明しましたように、運搬船の共用が可能になるということで、規定ぶりとしたしましては、まず附属船の隻数は5隻以内ということで決めてございます。それから、運搬船の隻数は3隻以内ということで、指定省令の規定に基づきまして届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならないということにしております。

その上で、ウにありますように、「ア及びイの規定に関わら

ず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、当該隻数の範囲を超えて使用することができる」ということにしてございます。

それから、次ページ、79 ページの工に書いてございますように、その承認については、承認証を備えつけておかなければならない。

それから、魚探船の隻数は2隻以内。ここは従前どおりでございます。運搬船につきましては、例えば現在3隻でもって届け出て使っているものについては、届け出を2隻として、そのほかに水産庁長官の承認ということで、他船団に届け出られています運搬船を1～2隻使えるということにいたしまして、全体的な運搬船の隻数を減らして、なおかつ操業上支障のないようにしようということで、共用運搬船制度をこういう形で規定をしております。

92 ページでございますが、きはだの採捕にかかわる制限ということで、これは全米熱帯まぐろ類条約に関連いたします規定でございますが、実態上はそこまでほとんど増強はしていないということでございますが、従来からこういった制限条件があるということでございます。

以上が、大中型まき網についての説明でございます。

続きまして、114 ページまで飛んでいただきたいんですが、北太平洋さんま漁業について御説明いたします。114 ページの北太平洋さんま漁業についての隻数なり申請期間についての告示でございます。

許可または起業の認可をすべき船舶の総トン別の隻数といたしまして、1本で10トン以上200トン未満の船舶、232隻ということで、現在の承認の隻数でございます。

それから、申請期間につきましては、告示の日から3カ月。許可の有効期間は、平成14年8月1日から5カ年ということになります。

それから、制限条件につきましても、ロシアとの入漁との関係の規定、さけ・ますを戻さなければならないという規定、それから、さんま船上選別機を設置してはならないという現行の規定をそのまま持ってきてございます。

続きまして、116ページが日本海べにずわいがに漁業の隻数、申請等の公示の案でございます。隻数につきましては、200トン未満の船舶22隻。申請期間につきましては、告示の日から3カ月間。許可の有効期間につきましては、平成14年8月1日から5カ年間ということでございます。

それから、制限条件につきましても、117ページ、118ページに記してございます。それぞれトン数階層ごと、100トン以上のものと99トン以下について、かごの数を制限、それぞれ改定してございます。

それから、118ページにあります7の操業禁止区域につきましては、これはいわゆる北朝鮮の暫定漁業水域ということで、ここに今入漁してございますのは4隻ほどございますが、その4隻につきましてはこの制限条件をつけないと、そのほかについてはこの制限条件をつけるということにしております。

以上が、べにずわいがに漁業についてでございます。

それから、120ページ以降128ページまでがいか釣り漁業でございます。隻数につきましては、操業区域ごとにそれぞれ5つのパターンに分かれてございます。ちなみにいか釣り漁業につきましては、承認隻数が420、合計が428隻でございます。

申請期間、許可の有効期間については同様でございます。

それから、制限条件につきましても、4つのパターンごとにそれぞれ制限または条件をつけるということでございます。

操業区域につきましては、現行の中型いか釣りの区域、大型いか釣りの区域、あかいか漁業の区域、その他ということになってございます。

125 ページにありますような、3、4、5、水中集魚灯の禁止、電力総和が250キロワット以下、いか釣り機の設置台数は25台以内というのが、中型いか釣りについての規定であります。

それから、衛星航行装置については、大型いか釣りについての制限条件ということでございます。

以上、雑駁でございますが、沖合関係の漁業について御説明いたしました。

続いて、遠洋かつお・まぐろ漁業について遠洋課長からお願いいたします。

岡本遠洋課長 資料の96ページで、まず、遠洋かつお・まぐろ漁業に関する告示案について説明させていただきます。

遠洋かつお・まぐろ漁業の許可または起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数につきましては、一斉更新の処理方針の際にも説明させていただいておりますが、トン数階層幅については、代船取得等を容易にするため、また漁業経営の規模に柔軟性を持たせるための漁船の小型化が容易にできるように、許可し得る船舶の漁船の総トン数の階層幅の下限をそろえ、大きくりとするとともに、各トン数階層の上限区分を従来の30トン幅から60トン幅に変更することとしております。

公示隻数につきましては、前回の784隻から159隻少ない625隻とすることとしておりまして、公示隻数については、従

来と同様に浮きはえ縄と釣りに分けて公示することとしております。

また、許可または起業の認可に付すことがある制限または条件としましては、備考に記してございますが、表現ぶりがちょっと前回と変わりました、外国の 200 海里水域内で操業する場合に關しましての規定ぶりを、入漁先国の法令を遵守する旨の規定として書きました。

これが、遠洋かつお・まぐろ漁業に関する告示案でございます。

次いで、102 ページの方に、近海かつお・まぐろ漁業に関する告示案がございます。近海かつお・まぐろ漁業の許可または起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数につきましては、この近海かつお・まぐろ漁業も同じでございますが、トン数階層につきましては、下限をそろえた大きくりの階層を定めております。

公示隻数につきましては、543 隻とすることとしております。従来からの近海かつお・まぐろ漁業である 20 トン以上の船舶につきましては、前回より 94 隻少ない 235 隻、新たに 10 トンから 20 トン階層に加わりますものにつきましては 308 隻とすることとしております。

さらに、公示海域につきましては、近海かつお・まぐろにつきましては従前どおりの公示海域としておりまして、新たに加わります 10 トンから 20 トンにつきましては、操業海域につきましては、従前の第一種小型まぐろはえ縄漁業の承認海域ということで公示海域をしております。

その他、同じように外国 200 海里水域等の操業に関する制限または条件につきましては、遠洋かつお・まぐろ漁業と同様に、

表現ぶりの規定を入漁先国の法令遵守というような形としての規定をしております。

大体以上でございます。

小野分科会長 8漁種、かなりタイトな説明でしたが、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問があればお願いいたします。

中村(晃)委員。

中村(晃)委員 べにずわいなのですが、かごの網目規制で、脱出口つきのかごの場合は、別途、規制を整備するというふうに対処方針でなっているんですが、今回のこの告示案では、それはどこで読むということになるんですか。

井貫沿岸沖合課長 この制限条件につきましては、すべてを網羅していないというのが一つでございますが、脱出口につきましては、實際上、制限条件には入れることにしています。ただ、今回、法制上のいろいろ打ち合わせの中で、省令で規制していたものを公示の制限条件に落とすということで、新たな制限条件につきましては、実行上はつけますけれども公示案としては出さないという整理になってしまったということでございます。

小野分科会長 そのほかにございませんか。

植村委員。

植村委員 底びきの線引きの関係ですが、25 ページ、26 ページ、28 ページに線引きの海域の指示が出ておりますが、これは規定の線引きを指すものですか。その中のいわゆる地域から出されておる要望の聴取は、これから行われることを含んでいるものですか。

井貫沿岸沖合課長 制限条件につきましては、おおむねとい

うことで、例示という形で従来からやってございますが、實際上、制限条件をどうつけるかは、個別具体的な調整が合意できたものについては、制限条件を変えて制限条件をつけるなり、もしくは省令そのもので規定をしたりといったことで考えてございますが、今回の公示案につきましては、一応現状のまま出していただきまして、あと我々の努力の結果出たものについては、8月1日の許可証を出す際には新しい形で出すものもございまして、解決しなかったものについては、引き続き協議を続けまして、その結果合意に至れば、その時点で変えるといったことにしてございます。

植村委員 ということは、一応これは、旧来の線引きを基本にした公示をとりあえずこのたびは我々に提示をしたということなんですか。

井貫沿岸沖合課長 はい、そうでございます。

小野分科会長 そのほかに、御質問、御意見ございませんか。特にございませんか。

それでは、諮問第24号について、原案どおりでよろしいでしょうか。

井貫沿岸沖合課長 申しわけございません。ここは操業区域の規定でございますので、操業区域はこのままでございます。別途、省令の禁止区域なり制限条件で合意に達したものを変わっていくということでございます。申しわけございませんでした、説明を間違えました。

小野分科会長 それでは、よろしいですね、この24号については。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

諮問第 25 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく
中型さけ・ます流し網漁業の公示につ
いて

小野分科会長 それでは、次の諮問 25 号について御説明を
お願いいたします。

岡本遠洋課長 資料 3 の諮問第 25 号について説明させてい
ただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 武部

勤

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁
業の公示について（諮問第 25 号）

別紙公示案により、中型さけ・ます流し網漁業につき、許可
又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操
業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を
定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 15 年
2 月 28 日までと定めたいので、漁業法(昭和 24 年法律第 267
号)第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議

会の意見を求める。

これは、中型さけ・ます流し網漁業の公示に関するものでございます。まず、2枚めくっていただきたいと思いますが、ここに横紙で公示内容についての概要が記載してございます。

今回の公示の対象は、日本海の海域のみを操業区域とするものを除く中型さけ・ます流し網漁業の公示でございまして、日本海のさけ・ますの流し網漁業については昨年の審議会において、12隻の公示枠について既に承認いただいております。日本海以外のロシア水域を操業区域とする中型さけ・ます流し網漁業の許可は、本年の2月28日に失効しており、新たに許可をする必要がございまして、公示隻数につきましては、廃業などにより平成13年に比べ3隻減の84隻とすることとしております。

その他の条件、操業区域及び操業期間等につきましては、前年と同じとすることとしております。

許可の申請期間は、公示の日から4月19日までということに定めたいと思っております。

具体的な公示案につきましては、次のページに公示案が添付されております。今申し上げた内容につきましてここに書いてございます。

以上でございます。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問があればお願いいたします。

中型さけ・ます流し網漁業についてですが、特にございませんか。

それでは、諮問第25号について、原案どおりでよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 ありがとうございます。
それでは、そのように決定いたします。

諮問第 26 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく
遠洋底びき網漁業の公示について

小野分科会長 次に、諮問第 26 号について説明をお願いいたします。

岡本遠洋課長 引き続き、諮問第 26 号について説明させていただきます。お手元の資料 4 でございます。

まず、諮問案を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会 長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 武部

勤

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について（諮問第 26 号）

当該漁業について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条第 1 項の規定に基づき公示するとともに、当該公示に係る許可の有効期間を当該許可の日から平成 15 年 7 月 31 日までと定めたいので、同条第 3 項、第 58 条の 2 第 6 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

現在の遠洋底びき網漁業の許可は、平成 14 年 7 月 31 日に満了することになっておりまして、平成 14 年 8 月 1 日から新た

な許可または起業の認可をする必要がございます。このため、ページとしては2ページとして振ってございますが、ここに今回の公示につきましたの概要を説明してございます。

まず、許可または起業の認可をする船舶の隻数についてでございますが、このたびは79隻の公示隻数としたいということでございます。前年よりも29隻の減少をしております。

許可または起業の認可を申請すべき期間につきましたは、公示の日から特定の日を定めて申請期間を定めたいと思っております。

許可の有効期間は、平成14年8月1日から平成15年7月31日までとし、また、その他の制限または条件につきましたは、次の3ページに具体的に公示案が添付してございます。その備考のところに具体的な内容として書いてございますが、基本的には前年と同じとしたいということでございます。

以上でございます。

小野分科会長 ただいまの説明について、何か御意見、御質問ありませんか。

特にありませんか。

それでは、諮問第26号について、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 どうもありがとうございました。

そのように決定いたします。

動力漁船の性能の基準の一部改正について

小野分科会長 最後に、報告事項について説明願います。

中尾管理課長 資料5でございます。動力漁船の性能基準の一部改正であります。

漁船法に基づきまして、動力漁船の性能基準を定めております。これは同一トン数階層の漁船の能力を均質化するという漁業調整の目的、また、あわせまして安全性の確保という観点から、船体の形状、甲板下容積、推進機関の馬力数等の規制を行ってきているところでございますが、水産基本法の理念である、効率的、安定的な漁業経営の育成を図る観点から、できるだけ漁業者の創意工夫を生かした漁船ができるようにするというところで、規制緩和の観点から抜本的な見直しを行うことといたしました。

その結果、現在、漁業調整のためのツールといたしましては、従来からの漁業許可に加えまして、TAC、TAEのような制度が導入をされていること、また、安全性の確保という観点からは、船舶安全法におきまして規定の整備が進んでいるということから、従来定めておりました性能基準の多くにつきまして、廃止または緩和をすることとしたいと考えております。

具体的には、次のページに表がございます。表の中で船舶の使用寸法の比でありますとか相乗比、容積比といったようなことにつきまして、現行の基準の概要を書いておりますが、20トン以上の漁船につきましては、既に船舶安全法によりまして十分な規定がございますため、基本的には、これらの規制につきまして廃止をすることとしたいと考えております。

なお、20トン未満の漁船につきましては、船舶安全法の適用はないということもございますので、船舶の使用寸法比について、幅と深さの比率について、下限のみを2倍ということで存続をさせたいと考えております。

また、馬力トン制限につきましては、40 トン以上及び大臣管理漁業は廃止をいたします。

それから、推進機関の制御装置につきましては、20 トン未満の漁船については過負荷防止装置の義務づけを続けたいというようなことをごさいますして、20 トン未満については緩和、20 トン以上は廃止、こういう基本的な考え方で改正をしたいということをごさいます。

次のページ以下に、これは告示でございますので案を載せておりますが、これはまた、後ほど見ていただきたいと思います。

以上でございます。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございせんか。

特にございせんか。

その他

小野分科会長 なければ、その他に入らせていただきます。

本日の議題に関係のないことでも、委員の方々の御意見、御質問等があれば承りたいと思います。議題に関係ないことで結構ですが、何か御質問、御意見ございせんか。

吉岡委員。

吉岡委員 将来、私は全国的にこうした問題が発生するのじやなからうかなと思っておるわけでごさいます。今回、3月31日に鳥取県の沖合におきまして、中国船と我が底びき船とが、鳥取県の漁船でございせんけれども、衝突したということの中で、98 トンでございせんか、中国船はやはりC重油を積んでおったわけでごさいます。それが随分と流出をいたしま

して、何とか鳥取あるいは兵庫につきましては逃れましたけれども、京都なりあるいは福井の方面に、海岸にも漂着したということになっておるわけでございます。私の方も随分と努力をして回収に当たったわけでございますが、何せ今回の場合におきましては、相手が中国船でございますので、保険に入っていない。入っていても、オーナーが逃げていないというふうな現実の問題が実はあるわけでございまして、その中で、ナホトカ号と違いまして保険が全くきかない、こういう状況があるわけでございます。

いずれにいたしましても、2号の適用でございますと、保険に入っているから2号の適用ができる。1号の場合は、やはり保険に入っていない、それを国が持つか持たないのかと、こういうようなことになろうと思うわけでございますが、今後、日本近海全体でそうしたことが起きた場合、どうなるんだろうというふうなことを我々危惧をしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、いろいろお話を聞きますと、それはボランティアだということの中で、我々は、そういうことでとりあえずは組合員を、兵庫にしましても鳥取にしましても随分と人も出しております。県の方も大変困っておったわけでございますが、最終的には国土交通省でございますか、海上保安庁の長官のそうした物の考え方で左右されるというふうにお聞きするわけでございますが、今後こうした問題が発生しました折には、水産庁としてどのようなお考えをなさろうとするわけでございましょうか、お聞きをしたいと思うわけでございます。

川口水産庁次長 先般、新聞で皆さん御存じなんですけれども、日本海でああいう事件があって、油が東の方へ流れて、皆さんに大変努力いただいて、防除作業をしてもらって、そんな

大きい被害には至らなくて幸いであったというように認識をしております。

こういう話については、一つは、原因者不明等については漁場被害油濁救済基金、こういう仕組みを持っておりまして、そういう道もあるかと思うんですが、いかんせんこの場合は、原因者といいますか相手がはっきりしているわけですね。一義的には加害者の方でそれなりの処理をすべき、それも保険なのか何なのかがありますけれども、そういう性格のものだろうというふうに思います。

ただ、おっしゃるように、相手がなかなか十分能力がないとか、あるいは特定し切れない、逃げているといいますか、そういう状況があるとすれば、当然海上保安庁においてもそういう作業をしているわけですし、所要の経費はしかるべく処理をしなければならぬというものではあるわけですし、先ほども保安庁の方の状況も聞きましたけれども、いずれにしても、まずは海上保安庁にも私どもも連携協力をしながら、早期にこの道が解決されていくように取り組みをしたいというふうに思います。

それから、将来において、あってはならない事態とは思いますが、基本的には加害者が処理すべきものというふうに思いますけれども、なお加えて想定をすれば、いろいろなことが起こるんだらうと思います。そういう意味では、御心配のないように、中でも十分先々のことは考えながら、内部で議論しながら、必要な備えはしていけるように努力をしたいというふうに思っております。

小野分科会長 それでは、そのほかの問題につきまして、御質問、御意見があれば承りたいと思いますが。

栢原委員。

栢原委員 今の問題で、多少PRめきますが、国土交通省の方で、さきの補正予算等で新潟と関門地区、それと名古屋に大型の油回収船の建造が認められまして、この春にすべて竣工するといいますか、配置につきます。日本海側の場合には、下関と新潟でほとんど24時間以内に現場に到着できるという体制になりますので、海上保安庁からの要請があれば出動するということですので、できるだけ早くそういう関係プレーがとられるということがー今のお話はその後の負担の問題なんですけれども、被害を食いとめるというためには各省の連携が非常に有効なのではないかと思っておりますので、御報告をさせていただきました。

小野分科会長 どうぞ。

吉岡委員 ちょっとその関係におきまして、私はどういうことになっておるのかよく知りませんが、今の発言でございますと、事故が起きて要請すれば24時間以内と、こういうことにお聞きするわけでございますが、今回の場合でも、現実問題として31日に事故が発生して、海上保安庁の方が要請したのが4月の4日と。5日に、我が兵庫県の沖合に回収船が来た。ナホトカ号のそうした教訓が全く生かされてないと。我々漁業者は非常に大きな怒りを、我々海域におきましては、兵庫でも鳥取でもそうでございますが、持っているわけでございまして、理屈では、要請すればすぐ出かけるんだとおっしゃいますけれども、いざ事故が起きれば、なかなかそうしたことが敏速に行われぬ。行われぬから、漁業者が海を守るためには出ざるを得ないと、こういう格好になっておるわけでございまして、決して今回の場合がいいとか悪いとかということと言いたくないわけでございますが、今後そうした問題が起きた暁におきま

しては、あっちゃ困るわけですが、少なくとも海上保安庁だけに任せるのでなしに、水産庁の方も海を守るというふうな原点に立っていただきまして、敏速な行動を私はお願いしたい。これは、全国どこでどんな事故が起きるかということは予想がつかないわけですから、その点ひとつよろしくお願いしたいと思うわけですから。

小野分科会長 海上保安庁との敏速な対応ということですが、特に何かございますか。

川口水産庁次長 今回も境港ほかの取締船、これを現場に派遣しまして、十分機能したかどうかは、それは能力的にはありますけれども、2隻でしたかね、皆さんと一緒に防除作業をしたというようなこともございますので、今後とも、迅速に行動できるように現地とも十分連携をしていきたいというふうに思っています。

小野分科会長 この問題、もうこれでよろしいですね。

それでは、足立委員。

足立委員 昨日の新聞報道で御存じかと思えますけど、魚の健康面への非常にすばらしい影響力についてのアメリカでの大がかりな疫学調査の結果が、たまたま2つ発表されました。ボストンでやっている、医師に協力してもらった2万人規模の疫学調査と、もう一つは、ハーバード大学の看護婦たちに協力してもらった調査なんですけど、8万人ぐらいだったと思えますけど、20年ぐらいにわたって、いろんな食物摂取と疾病との関係の調査をやっているわけですけど、魚の摂食頻度にターゲットを寄せた解析の報告が、多分これは世界じゅうで初めてだと思えますけど、わかってきました。それで、魚の摂取頻度が高い人たちは明らかに心筋梗塞等の心臓系の疾患のリスク

が少ないという結果が、その2つのフィールドでの調査結果と一緒に出てきまして、大変関係者の中で話題になっています。

言いたいことは、ほんとに日本の一人一人の人が、魚の食べ物としての栄養的な面、それから味の面、いろいろな面でのよさを十分に理解して、自分たちから本当に食べたいと思う、そういう魚を中心とした食事文化というのを育てていこうと本気で考えるんだったら、日本でもぜひこういう息の長い、少し本気の摂食と健康との関係の調査をしていただくといいなと。いつも申し上げていることの繰り返しでございますけど、深く強く感じました。

これは、水産庁だけどんなに頑張ってもできないことで、今のお話とちょっと似ているんですけども、厚生労働省とか関係のいろいろな研究機関とか大学とかというものと連携を結んでやっていかないと絶対できないことで、例えば日本栄養士会はかなりの人数の組織でございますから、そこなんかが協力すればできなくないんですけど、研究費がないとかいろいろな意味で、実際にはできないことなんですね。ぜひこれからは、そういう企画も企画の中に入れて欲しいということについてお願いしたいと思います。

小野分科会長 貴重な情報と、日本でもそういう魚食についての長期的な疫学調査をというお話だったと思いますが、そのほかに。

植村委員。

植村委員 先ほどの諮問案は、スピーディーな説明の中で海域の問題がまとまりましたけれども、これに対して我々は賛成はいたしました。しかし、先ほど私が質問しておるとおり、旧態依然たる内容の線引きを固執するものではないという認識で

賛成をしているわけです。これは処理案がその前に説明され、処理案について、浜からの要望事項というものを、それぞれ各組合あるいは漁連あるいは全漁連と十分話を進めて最終的な省令なりそういうものに盛り込んで処理をしていくという考え方だという課長の説明ですから、その点を、無条件で今までの線引きが承認されたということにはならないということをし添えておきたいと思ひます。

以上です。

小野分科会長 線引きについて、一斉更新についての確認ですが。

そのほかに、御質問、御意見ござひませんか。

よろしいでしょうか、これ以外。

それでは、本日の資源管理分科会を閉じさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。

閉 会

答 申 書

14水審第1号

平成14年4月11日

農林水産大臣 武部 勤 殿

水産政策審議会

会 長 小 野

征 一 郎

平成14年4月11日(木)に開催された水産政策審議会第6回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第24号 漁業法第58条第1項の規定に基づく公示について

諮問第25号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

諮問第26号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について